

共済会、規約ハ勞資協議ノ上決定サレタシ（高祖會ハ）
 二 稼高ナカリ、場合モ規定、仕込ヲ支給サレタシ 三 裁高ノ三
 分ノ一ヲ支給サレタシ 四 病棄事故、場合ハ願出ニ應シテ
 休養日ヲ與ヘラレタシ 五 不平ノ場合ハ貳拾日ヲ貸サレタシ
 六 但シ仕込ヨリ差引カヌエト 七 作事一週間以上ニ亘ル場合
 八 日數ニ應シテ仕込日割勘定ニテ作事手前ヲ支給サレタシ
 九 不可抗力ニヨル荷不足スハ軽減、弁償ヲセサルエト
 一〇 回答状況 会社ハ本月二十日回答、等
 経過

ハ 勞働者側

勞働者側ハ全同勞働日亦工務勞働組合ノ指導下ニ七月十
 七日会社附近ニ「丸樂」兄弟廠就テ一社夫七十名
 ノ要求を貫徹させら云々、印刷物ヲ撒布シ解散

芝罘場タル芝浦川筋祿内ニ於テ対策ヲ練リ目
 下横茨方面ニ回漕中、二拾余隻ニ對シテモ夫々連
 絡シツ、アリ

（ハ） 事業主側

艱願書ヲ受理シタル会社側ハ重役協議ノ上他回
 漕店ニ於ケル慣例的ノ条項ニ對シテハ容認ノ意ヲ有
 スルモ正裁ノ回答ハ本月二十二日頃決定ノ模様
 右及中（通）報候也